

荒川区いじめ防止基本方針

令和 7 年 9 月 改訂

はじめに

荒川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、荒川区基本構想に掲げる「子育て教育都市 荒川区」を実現するため、荒川区学校教育ビジョン（平成29年度～令和8年度）の方向性を以下のとおり定めている。

方向性1 子ども一人ひとりのよさを伸ばし、学ぶ力を高める

将来の予測困難な社会の中で、次代を担う子ども一人ひとりが、確かな学力を身に付けるために教育の果たすべき使命及び期待される役割は重大である。子どもたちに求められるのは、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続きを効率的にこなしていくにとどまらず、直面する様々な変化や課題を柔軟に受け止め、主体的に学び続け、自分で試行錯誤したり、多様な他者と協働して新たな価値を生み出していくこと、即ち、自ら学ぶ力であると考えられる。

そのためには、受け身で対処するのではなく、解決すべき課題と主体的に向き合って関わり合い、その過程をとおして自らの可能性を高め、行動していく力が必要となる。

方向性2 多様性を尊重し、豊かな感性と創造力を育む

子どもたちは、学校や地域社会、家庭など、様々な場面において、他者と関わり、多様な文化や伝統、価値観や考え方に会う。また、すぐれた技能・技術にふれる体験や、美しいものに感動する体験は、子どもたちに豊かな感性と創造力を育んでいくことにつながる。

そのために、引き続き、自然体験活動や職業体験活動、自治的活動、部活動の充実を図り、学校・家庭・地域がともに連携・協力し合って子どもたちに感動や喜びを味わわせる機会を設けていく。そうした活動をとおして子どもが夢や志をもち、自分を大切に、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的をもって人生を送ることができるような、豊かな感性と未来を創造する力を育んでいく。

方向性3 基本的な生活習慣を形成し、健全な心身を培う

基本的な生活習慣の確立は、自らの心身を健康に保つことや、主体的・能動的に学ぶこと、社会生活上のルールや規範意識を身に付けていく上でとても大切なことである。あわせて、いじめのない学校生活や楽しく学べる教育環境は、子どもが心身ともに健やかであるための基盤ともなるものである。そこで、学校だけでなく、家庭・地域が連携して、子どもが、健康で幸福によりよい人生を創造できるようにしていく。

また、様々な家庭環境や教育環境にある子どもたちに、食育及び体育・健康教育を充実していくことは、子どもが生涯にわたって心身の健康を保ち、活力のある生活を送るための必要な資質や習慣を醸成する上で重要である。

そのために、引き続き、開かれた学校づくりを推進して学校・家庭・地域との連携を一層深めるとともに、次代を担うあらかわの子どもが自信をもって自分の人生を切り拓いていけるよう、よりよい社会及び地域社会の担い手としての自覚と、その発展のために貢献する健全な心身を培っていく。

（平成28年3月 荒川区教育委員会決定）

この荒川区学校教育ビジョンの方向性に基づき、児童・生徒に健全な心身を培うことは、荒川区立学校（以下「学校」という。）の重要な使命である。しかしながら、一方で激変する社会経済状況の中、児童・生徒の学校生活及び日常生活において、いじめ、暴力行為等の問題行動、薬物乱用、子どもの貧困・社会排除問題など心や命にかかわる問題や不登校など、多くの課題が発生しており、その健全な育成を妨げられていると言わざるを得ない。中でもいじめの問題は、児童・生徒の人間性の形成と人権及び生命尊重の精神の育成の上でも、極めて重要な問題である。

教育委員会では、これまでもいじめの問題に対して地区連絡協議会やサポートチームの編成を通し、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、その早期発見と早期対応に努めてきた。

そして、国において、平成25年9月「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」が施行されたことに伴い、平成27年3月、荒川区におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定したところである。（法第12条）

この度、文部科学省においては、平成25年10月に示した「いじめ防止等のための基本的な方針」を、平成29年3月に改訂するとともに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を令和6年8月に改訂した。また、荒川区は、平成29年3月に「荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（以下「条例」という。）」を制定し、令和7年度よりスクールソーシャルワーカーを増員する等、教育相談体制を整えた。「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂された内容及び条例等を踏まえ、教育委員会としては「荒川区いじめ防止基本方針」を改訂することとした。

第1 基本方針策定の意義（法第1条）

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ児童・生徒の生活の中心である学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにしなければならない。

荒川区いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、法の趣旨を踏まえ、学校における、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第2 いじめの定義（法第2条）

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学校に在籍する児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 基本理念（法第3条）

全ての児童・生徒は、かけがえのない存在であり、未来社会の守護者である。児童・生徒が、たくましく生きる力を培い、人間性豊かに成長していくためには、様々な人々との関わり合いや気付きを通して、他者に対する寛容の心や自己肯定感を育み、他者と温かい人間関係を築いていくことが大切である。

しかしながら、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望が失われるなど、児童・生徒の生涯に渡って深刻な影響を与える重大な問題である。

さらに、加害児童・生徒についても、その子が抱えている問題にも目を向け、いじめてしまった背景を押さえていく必要がある。荒川の全ての児童・生徒が、社会に出たときに、周囲の人たちから敬愛されたり、助けられたりしながら社会の中で伸びていく人になるような教育をしていくことが重要である。

教育委員会は、このような認識の下、「区としていじめを絶対許さない」「未然防止を徹底する」「被害児童・生徒を一人にせず、みんなで守り抜く」「被害児童・生徒、加害児童・生徒双方に心の傷を残さない」「加害児童・生徒にも手を差し伸べ、触法少年を出さない」という状況を目指し、庁内関係部署と一丸となって、学校、家庭、地域、関係機関と密接な連携を図り、いじめ防止に取り組む。

- 1 いじめは、児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格形成に重要な影響を及ぼすものであり、人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害である。この認識に立ち、いじめ防止に取り組む。
- 2 いじめは、全ての児童・生徒に関する問題であり、いじめはどの集団にも、どの学校、どの児童・生徒にも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。

- 3 児童・生徒がいじめを知りながら見過ごすことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように、いじめに関する理解を深めるよう努める。
- 4 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的な取組を推進するための組織を置き、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策に努める。
- 5 児童・生徒の生命及び心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、被害児童・生徒に寄り添うとともに、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、解決を図る。

第4 いじめの禁止（法第4条）

いじめは、被害児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、被害児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

第5 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童・生徒にも起こり得るものであり、重大な人権侵害であるとの認識の下に、「特別の教科 道徳」の授業などを中心に、いじめはしてはいけないという指導を軸としながら、いじめに対する未然防止、早期発見及び早期対応を基本として、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに、家庭と連携を図り、学校全体による組織体制で解決を図る。

1 いじめを許さない雰囲気づくり

教職員や児童・生徒による学校全体の取組や保護者への啓発を通して、いじめや差別を許さない雰囲気を築くことが大切である。

そのため、学校の全教育活動の中で意図的かつ計画的に人権教育や道徳教育を推進して、児童・生徒にいじめが重大な人権侵害であることを理解させるとともに、児童・生徒による自治的かつ自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が行われるようにする。

2 温かい人間関係の構築

様々な人々との関わり合いや気付きを通して、他者に対する優しい気持ちや自己肯定感を育み、児童・生徒相互や教職員等との間で、温かい人間関係を築くことが大切である。

そのため、道徳教育を充実させ、多様な考えや価値観を認め、他者に対する思いやりの心を育てていく。また、「生きる力」をはぐくむために、児童・生徒が地域社会の中で多様な人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねていくようにする。

3 早期発見及び的確な指導

いじめは、何をもっていじめとするのかの判断が難しい部分もあるため、教職員は、児童・生徒のささいな変化や心のサインを見逃さず、早期発見・早期対応を図ることが大切である。

そのため、教職員は、児童・生徒との日常的なコミュニケーションや児童・生徒の行動観察

等を通して、いじめを早期に発見していくことが大変重要である。さらに、いじめを発見次第対応し、いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、いじめを受けた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

学校は、いじめを発見した際は、別に示す様式（様式1）を以て、速やかに教育委員会に報告するものとする。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、一人ひとりの状況によって異なるため一概に言えるものではないが、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、荒川区教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。

② 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童・生徒及び加害児童・生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。あわせて、「いじめに関する児童・生徒等の記録（個票）（様式1）」を以て、「解消」後3か月間を経過するまで、指導し、又は見守り、その状況について教育委員会に報告する。

5 教職員の指導力の向上及び組織的対応

いじめの防止等に適切に対応できるようにするため、個々の教職員がいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めることが大切である。

そのためには、年に3回以上のいじめ防止のための校内研修を実施するとともに、教職員個人による対応に任せることなく、校内委員会（サポートチーム）を設置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用も含めた学校全体による組織体制を構築し、組織的な取組により解決を図る。

6 保護者の役割（法第9条）

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努め、児童・生徒をいじめから保護することが大切である。

また、保護者は、いじめに関係する情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するとともに、学校と協力していじめの防止等に努める。

7 学校、家庭、地域及び関係機関との連携の強化

いじめ防止等を効果的に進めるため、学校、家庭、地域及び関係機関が連携を強化することにより、学校、家庭及び地域が一体となって児童・生徒の規範意識を養う指導体制を構築することが大切である。

そのため、学校と地域との連絡会、道徳授業地区公開講座、保護者会等における啓発や情報交換を行う。

8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

学校非公式サイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等、インターネットを通じて行われるいじめに対しては、児童・生徒や保護者がICT活用のメリット及びデメリットを十分に理解することが大切である。

そのため、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。

第6 学校における取組

学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童・生徒にも起こり得るものである」といういじめの基本的な考え方にのっとり、児童・生徒の小さな異変にも気付くよう、アンテナを高くして、常に児童・生徒の状態を観察する。さらに、組織的に児童・生徒の状態を共有し、全教職員で児童・生徒の様子を把握するよう努める。

さらに、保護者、地域住民、子ども家庭総合センター等の関係機関と連携を図り、児童・生徒を取り巻く環境を踏まえ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月改訂）」、東京都の「いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日都知事決定）」、教育委員会の本基本方針を参酌し、学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 学校におけるいじめの防止等のための組織等の設置（法第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織として、校内委員会（サポートチーム）を設置する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組（法第15条）

学校は、教育委員会と連携して、以下の（1）から（3）までに示す内容を参考として、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

(1) 未然防止 (法第15条第2項)

「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成するため、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によりいじめに向かわない態度・能力を育成する。児童・生徒自らが、いじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進することができるよう、校内研修の充実等を通じて教職員の資質の向上を図る。

児童・生徒及び保護者を対象としたいじめの防止等のための啓発活動の推進や家庭訪問、学校便り等を通じた家庭との緊密な連携・協力関係の構築に努める。

(2) 早期発見 (法第16条第1項)

年3回以上のアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備を進める。また、保健室や教育相談室等の利用や教育センター電話相談等、保護者、地域からの情報提供や相談を受けやすい体制整備に努めるとともに、教職員及び関係者が、いじめに関する情報の共有化を推進する。

(3) 早期対応 (法第16条第3項)

いじめを発見した場合、いじめを行った児童・生徒へ毅然とした態度で指導するとともに、教職員全体で速やかに対応できるよう組織体制を整備する。

いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を整備することと併せて、いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるよう継続的な指導を行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、警察との相談等関係機関や専門家等との相談・連携体制を整えとともに、保護者会の開催などによる支援・助言や保護者との情報共有を進める。

第7 教育委員会の取組

1 「荒川区いじめ問題対策連絡協議会」の設置 (法第14条、条例第2条、第3条)

教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関の連携を図るため、学校、保護者、子ども家庭総合センター、警察署、地域等の関係者で構成する「荒川区いじめ問題対策連絡協議会」を置く。所掌事項は次のとおりとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他、荒川区いじめ問題対策連絡協議会が必要と認めた事項

2 「いじめ問題対策委員会」の設置 (法第28条、条例第9条、10条)

教育委員会の附属機関として、いじめによる「重大事態」及び同種の事態の発生の防止に資するため、法律、心理、医療等に関する学識経験を有する者で構成する「いじめ問題対策委員会」を置く。所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、区におけるいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申に関する事項
- (2) 区におけるいじめの防止等のための対策の推進について必要があると認めるとき、教育

委員会に意見を述べることに係る事項

- (3) 区立学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合に、同項に規定する組織として当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告することに関する事項

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

教育委員会は、次に挙げる取組等を通じて各学校を指導・支援するとともに、いじめの防止等を効果的に推進していく。

(1) 学校におけるいじめの防止（法第15条）

学校生活全体を通して、自他の生命を尊重する心を育み、自尊感情や自己肯定感を高めることで、生命にかかわる重大な事故やいじめ・不登校の未然防止を以下の通り図る。

- ア 思いやりの心や、児童・生徒一人ひとりがかけがえのない存在であること、命の大切さ等について、道徳や学級活動での指導を通して育むことを推進する。
- イ 道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育を推進する。
- ウ 児童会・生徒会活動による「いじめ防止等に向けた取組」を推進する。
- エ 保護者向け啓発資料や研修会、講演会等を活用し、いじめの防止に向けた啓発を行う。

(2) 相談体制の整備（法第16条）

- ア 各校に設置されている教育相談室及び配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて周知し、教育相談の利用を促進する。
- イ 荒川区いじめ調査を学期に1回以上実施し、各校でアンケート調査を行い、その結果を把握する。
- ウ 学期始めや夏季休業中の生活面談、個人面談等により、各校で児童・生徒（又はその保護者）からいじめについての聞き取り調査を実施するよう学校に指示する。
- エ 東京都教育委員会の「ふれあい月間（6月・11月）」を活用し、各校で実態把握調査を行う。

4 関係機関等と連携した取組の推進（法第17条）

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーのいじめの問題解決への関与を進めるとともに、子ども家庭総合センターや主任児童委員などの関係機関との連携を促進する。
- (2) 「荒川区いじめ問題対策連絡協議会」を通じ、いじめの防止等に関する関係機関の日常的な連携を進める。

5 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等（法第18条）

- (1) いじめの防止に関わる教育委員会主催の研修会を実施し、教職員の人権意識及び指導力の向上を図る。
- (2) 職層別等の研修会において、いじめの問題への対応について「人権教育プログラム（学校教育編；東京都教育委員会）」や「いじめ総合対策【第3次】（上下巻：東京都教育委員会）」などいじめの問題に係る資料を活用した指導・助言を行い、管理職及び教職員の資質向上を図る。
- (3) いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感

覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

6 学校と家庭及び地域等との連携

いじめ防止等を効果的に進めるため、保護者・地域・関係機関との連携した取組を一層推進する。

教育委員会は、いじめ防止等を迅速かつ的確に進めるため、庁内連携を一層緊密にし、子ども家庭総合センターなどの関係機関との連携を図り、学校におけるいじめの防止等に対する取組を支援する。さらに、保護者・地域（人権擁護委員、保護司、町会、青少年育成地区委員会、青少年委員、母の会、主任児童委員、民生児童委員等）と一層緊密に連携して取り組むよう指導する。

また、法第9条の「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」に鑑み、家庭に対し、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう啓発する。

7 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条）

（1）セーフティ教室や安全指導の時間、道徳及び関係教科等の授業を活用し、全校で情報モラル教育が計画的に実施されるよう指導する。

（2）インターネットを通じていじめが行われた場合、当該いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）」第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、教育委員会が、必要に応じ、法務局又は地方法務局に要請を行う。

8 発達障がい等、障がいのある児童・生徒へのいじめ防止に向けた取組

全ての児童・生徒は障がいの有無にかかわらず、等しく、基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。この理念にのっとり、発達障がい等、障がいのある児童・生徒に対するからかい等が、いじめへ発展することを防止するとともに、教職員の障がい特性に関する理解や具体的な関わりを共通認識するため、特別支援教育コーディネーター研修等の職層研修を活用し、教職員の資質・能力の向上を図る。

9 啓発活動（法第21条）

（1）セーフティ教室や安全指導の時間、道徳及び関係教科等の授業を活用し、全校で情報モラル教育が計画的に実施されるよう指導する。

（2）道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育を推進する。

第8 重大事態への対処（法第28条）

教育委員会は、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合及びいじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、教育長が「重大事態」として対処する。また、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。以上の事態が生じた場合は、当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

1 学校の対応

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、「重大事態」として対処するとともに、当該「重大事態」と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、校内委員会（サポートチーム）を招集し、適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) 学校が上記により調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。
- (2) 学校は、被害児童・生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築する。
- (3) 学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。
- (4) 学校は、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じ、福祉の専門的な観点から被害児童・生徒の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携し、被害児童・生徒とその家庭を支援する。
- (5) 学校は、いじめが原因で不登校になっている被害児童・生徒を教育支援ルームに通級させるほか、被害児童・生徒の状況に応じて、別室登校を実施するなど緊急避難措置を実施する。
- (6) 学校は、被害児童・生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害児童・生徒について、被害児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。
- (7) 学校は、被害児童・生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害児童・生徒を守るとともに、周囲の児童・生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。
- (8) 学校は、状況に応じて、教育委員会と協議のうえ加害児童・生徒の出席停止・別室登校等の緊急措置を実施する。

※出席停止については「荒川区立学校の管理運営に関する規則 第19条の2」に準ずる

- (9) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに、教育委員会を通じて、その旨を、区長に報告する。（法第30条第1項）
- (10) 学校に重大事態が発生した場合、学校は、当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、調査結果について「いじめの報告について（様式2）」を以て教育委員会事務局を通じて教育長に報告する。

2 教育委員会の対応

教育委員会は、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校

を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、「重大事態」として対処するとともに、当該「重大事態」と同種の事態の発生の防止に資するため、いじめ問題対策委員会を招集し、適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) 教育委員会が、事実関係を明確にするための調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。(法第28条第2項)
- (2) 教育委員会は、学校が調査を行う場合において、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。(法第28条第3項)
- (3) 教育委員会は、調査を行う場合には、区長に速やかに情報を提供するとともに、別に示す様式(様式2)を以て調査結果を報告する。(法第30条第1項)
- (4) 教育委員会は、いじめ問題対策委員会の調査による結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査にかかる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。(法第30条第5項)

3 荒川区の対応

- (1) 「荒川区いじめ問題調査委員会」の設置(法第30条第2項、条例第18条、第19条)
区長は、重大事態の発生について教育委員会からの報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、区長の附属機関として、荒川区いじめ問題調査委員会を置く。所掌事項は次のとおりとする。
 - ア 教育委員会の諮問に応じ、区におけるいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申に関する事項
 - イ 区におけるいじめの防止等のための対策の推進について必要があると認めるとき、教育委員会に意見を述べることにに関する事項
 - ウ 区立学校において重大事態が発生した場合に、同項に規定する組織として当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告することに関する事項
- (2) 区長は、いじめ問題対策委員会による調査結果の報告を受け、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要と認めるときは再調査を行う。(法第30条第2項)
- (3) 区長は、(2)の規定による調査を行ったときは、その結果を区議会に報告する。
(法第30条第3項)
- (4) 区長は、再調査による結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査にかかる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。(法第30条第5項)

第9 取組の評価・改善

教育委員会は、各学校のいじめ防止の取組が適切に行われるよう、文部科学省による「児童生

徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果、東京都教育委員会による「ふれあい（いじめ防止強化）月間」実施後の調査結果及び教育委員会によるいじめに関わる学校評価アンケートの調査結果等を基に指導し、いじめ防止の取組を定期的に評価・改善する。

- 1 いじめ防止の取組が的確に評価され、充実・改善されるよう、「悩みや不安、心配事を相談できる先生がいるか」「先生は、相談したことについて対応してくれるか」等のアンケートを全児童・生徒対象に年3回以上実施し、現状を把握する。
- 2 教育委員会は、各学校のいじめ防止の取組を進める上で、学校運営の改善が図られるよう、学校訪問や学校関係者評価委員会の有識者による外部評価を活用し、校長等への指導・助言を行う。
- 3 教育委員会は、各学校の評価結果を分析するとともに、いじめ防止対策の課題や課題解決に向けた取組について協議し、ホームページ等で公開する。また、区の基本方針についても、評価、修正、改善する。

第10 付則

- (1) この基本方針の施行に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。
- (2) この基本方針は、令和7年9月から施行する。